

修正後	修正前
<p>土地改良法及び独立行政法人水資源機構法の一部を改正する法律</p> <p>(略)</p> <p>第二条 土地改良法の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>第三条第八項中「第八十七条の三第六項」を「第八十八条第六項」に改める。</p> <p>(略)</p> <p>第八十七条の二第四項中「有している」の下に「本来の」を加え、「とすることその他」を「とし、かつ、」に改める。</p> <p>第八十八条を削る。</p> <p>第八十七条の三第一項中「及び前条第一項」を「、第八十七条の二第二項」に改め、「の事業」の下に「及び第八十七条の四第一項の規定により行う土地改良事業」を加え、同条第六項中「前条第八項」を「第八十七条の二第八項」に、「第八十七条の三第一項第一号」を「第八十八条第一項第一号」に、「第八十七条の三第一項」を「第八十八条第一項」に、「第八十七条の三第四項」を「第</p>	<p>土地改良法等の一部を改正する法律</p> <p>(略)</p> <p>第二条 土地改良法の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>第三条第八項中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項、第八十八条第六項及び第十八項」に改める。</p> <p>(略)</p> <p>第八十七条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(申請によらない土地改良事業)」を付し、同条第四項中「有している」の下に「本来の」を加え、「とすることその他」を「とし、かつ、」に改める。</p> <p>第八十八条を削る。</p> <p>第八十七条の三第一項中「及び前条第一項」を「、第八十七条の二第二項」に改め、「の事業」の下に「及び第八十七条の三第一項又は第八十七条の四第一項の規定により行う土地改良事業」を加え、同条第六項中「前条第八項」を「第八十七条の二第八項」に、「第八十七条の三第一項第一号」を「第八十八条第一項第一号」に、「第八十七条の三第一項」を「第八十八条第一項」に、「第</p>

八十八条第四項」に改め、同条第七項中「すべて」を「全て」に改め、同条第十項中「前条第八項及び」を「第八十七条の二第八項及び」に、「前条第八項中」を「同条第八項中」に、「第八十七条の三第七項」を「第八十八条第七項」に改め、同条第十二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第十三項中「前条第八項及び」を「第八十七条の二第八項及び」に、「前条第八項中」を「同条第八項中」に、「第八十七条の三第十三項において準用する同条第四項」を「第八十八条第四項」に、「第八十七条の三第十二項」を「第十二項」に、「「第十二項」に、「「第十二項」について第八十七条の三第十二項」を「「第十二項」について同項」に改め、「同項及び第五項中」を削り、「長を除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第十四項を削り、同条第十五項中「前条第一項第一号」を「第八十七条の二第一項第一号」に、「前条第六項」を「第八十七条の二第六項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条に次の二項を加える。

(削る)

八十七条の三第四項」を「第八十八条第四項」に改め、同条第七項中「すべて」を「全て」に改め、同条第十項中「前条第八項及び」を「第八十七条の二第八項及び」に、「前条第八項中」を「同条第八項中」に、「第八十七条の三第七項」を「第八十八条第七項」に改め、同条第十二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第十三項中「前条第八項及び」を「第八十七条の二第八項及び」に、「前条第八項中」を「同条第八項中」に、「第八十七条の三第十三項において準用する同条第四項」を「第八十八条第四項」に、「第八十七条の三第十二項」を「第十二項」に、「「第十二項」について第八十七条の三第十二項」を「「第十二項」について同項」に改め、「同項及び第五項中」を削り、「長を除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第十四項を削り、同条第十五項中「前条第一項第一号」を「第八十七条の二第一項第一号」に、「前条第六項」を「第八十七条の二第六項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条に次の六項を加える。

15| 都道府県が第八十七条の三第一項の土地改良事業計画につき

土地改良事業の施行に係る地域を変更することにより新たな地域をその土地改良事業の施行に係る地域の一部とすることができるのは、次に掲げる要件のいずれにも適合する場合に限るものとする。

一| 当該土地改良事業の施行に係る地域の一部となる地域内に

(削る)

ある農用地（その地域内にその土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあっては、その土地を含む。第十七項において同じ。）の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること。

二 当該土地改良事業計画を変更したことにつき第十八項において準用する第八十七条第五項の規定による公告があつた日における前号の農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が政令で定める期間以上であること。

16]

都道府県知事は、第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業につき、土地改良事業の施行に係る地域その他土地改良事業計画の農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止しようとする場合には、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつてはその変更後の土地改良事業の計画の概要を、土地改良事業の廃止の場合にあつては廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項を、それぞれ示して、農地中間管理機構の同意を得なければならない。

(削る)

17]

農地中間管理機構は、前項の同意をするには、あらかじめ、当該変更又は廃止につき、次の各号の区分により、それぞれ各号に掲げる者の意見を聴かなければならない。

一 土地改良事業計画の変更の場合

その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後のその施行に係る地域）内（これらの土地改良事業のうちに、その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内）にある農用地について現に農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者

## 二 土地改良事業の廃止の場合

その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域（現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その施行に係る地域）内の農用地について現に農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者

18] 第十六項の場合には、第五条第六項及び第七項、第八条第二項及び第三項、第八十七条第五項から第十項まで、第八十七条の二第八項及び第九項並びに第八十七条の三第四項から第六項までの規定を準用する。この場合において、第五条第六項及び

（削る）

第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは「新たに変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と、第八十七条の二第八項中「第六項の規定による協議」とあるのは「次条第六項の規定による協議又は意見の聴取」と、「当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の当該土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、同条第九項中「土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、第八十七条の三第四項中「対し」とあるのは「対し、第一項の規定により行う土地改良事業につき、土地改良事業の施行に係る地域を変更することにより」と、「第一項の規定により行う」とあるのは「その」と、「事業施行地域内農用地とする同項の規定による土地改良事業を行うべき」とあるのは「新たに事業施行地域内農用地とし、又は土地改良事業を廃止すべき」と、「その農地中間管理権を有する農用地」とあるのは「その新たに事業施行地域内農用地とする農用地又はその土地改良事業の廃止に係る事業施行地域内農用地」と、同条第五項中「事業施行地域内農用地とする第一項の規定により行う土地改良事業の計画を定める場合には、第二項及び第三項」とあるのは「新たに事業施行地域内農用地とするため

15| (略)

16| 第一項、第七項、第十二項又は前項の規定による計画の変更又は土地改良事業の廃止が当該土地改良事業の利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合には、農林水産大臣又は都道府県知事は、第六項、第十項、第十三項又は前項において準用する第八十七条第五項から第八項までに規定する手続（第六項において準用する第四十八条第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、第六項において準用する第八条第二項に規定する手続）を省略することができる。

第八十七条の三を第八十八条とし、第八十七条の二の次に次の三条を加える。

第八十七条の三 削除

19| に土地改良事業計画を変更し、又はその要請に係る土地改良事業を廃止する場合には、第八十八条第十六項及び第十七項」と、同条第六項中「当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の当該土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と読み替えるものとする。

19| (略)

20| 第一項、第七項、第十二項、第十六項又は前項の規定による計画の変更又は土地改良事業の廃止が当該土地改良事業の利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合には、農林水産大臣又は都道府県知事は、第六項、第十項、第十三項又は前二項において準用する第八十七条第五項から第八項までに規定する手続（第六項において準用する第四十八条第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、第六項において準用する第八条第二項に規定する手続）を省略することができる。

第八十七条の三を第八十八条とし、第八十七条の二の次に次の三条を加える。

第八十七条の三 都道府県は、第八十五条第一項、第八十五条の

二第一項、第八十五条の三第一項若しくは第六項又は第八十五条の四第一項の規定による申請によつて行う土地改良事業及び

前条第一項の規定により行う土地改良事業のほか、土地改良事業計画を定めて次に掲げる要件のいずれにも適合する土地改良事業（第二条第二項第二号又は第三号の事業に限る。）を行うことができる。

一 当該土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地（その地域内にその土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を含む。以下「事業施行地域内農用地」という。）の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。以下同じ。）を有すること。

二 事業施行地域内農用地の面積が政令で定める面積以上であることその他その事業施行地域内農用地が政令で定める要件に適合すること。

三 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構が第七項において準用する第八十七条第五項の規定による公告があつた日において有する農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が政令で定める期間以上であること。

四 事業施行地域内農用地の集団化その他その土地改良事業の施行に係る地域内における農業構造の改善に相当程度資すると見込まれること。

五 事業施行地域内農用地の収益性の向上に相当程度資すると見込まれること。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、都道府県知事は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、当該土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要。第六項において同じ。）について、農地中間管理機構の同意を得なければならぬ。

3 農地中間管理機構は、前項の同意をする場合において、その農地中間管理権を有する事業施行地域内農用地を貸し付けているときは、あらかじめ、その貸付けの相手方の意見を聴かなければならぬ。

4 農地中間管理機構は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、農地中間管理権を有する農用地（第一項の規定により行う土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を含む。以下この条において同じ。）のみを事業施行地域内農用地とする同項の規定による土地改良事業を行うべきことを要請することができる。この場合において、その農地中間管理権を有する農用地を貸し付けているときは、あらかじめ、その貸付けの相手方の意見を聴かなければならぬ。



5| 前項の規定による要請に基づき、都道府県知事がその要請に係る農用地のみを事業施行地域内農用地とする第一項の規定により行う土地改良事業の計画を定める場合には、第二項及び第三項に規定する手続を省略することができる。

6| 第一項の規定により土地改良事業計画を定めるには、都道府県知事は、あらかじめ、当該土地改良事業の計画の概要について、関係市町村長と協議するとともに、その土地改良事業の施行に係る地域内に土地改良施設がある場合において、その土地改良施設の管理者として土地改良区その他農林水産大臣の指定する者があるときにあつては、その者の意見を聴かなければならない。

7| 第一項の場合には、第五条第六項及び第七項、第七条第三項及び第四項、第八条第二項及び第三項、第八十七条第三項から第十項まで並びに前条第八項及び第九項の規定を準用する。この場合において、第五条第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは「当該土地改良事業の施行に係る地域に含めるには」と、前条第八項中「第六項の規定による協議」とあるのは「次条第六項の規定による協議又は意見の聴取」と読み替えるものとする。

(急施の場合)

第八十七条の四 第八十五条から第八十七条の二までに規定する

(急施の場合)

第八十七条の四 第八十五条から前条までに規定するものは

もののほか、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）第九条第五号に規定する脆弱性評価の結果、地震に対する安全性の向上を図るため急速に農業用排水施設の変更を内容とする第二条第二項第一号の土地改良事業を行う必要があると認める場合には、国又は都道府県は、緊急耐震工事計画を定めてその事業を行うことができる。

2 4 (略)

第八十七条の五 第八十五条から第八十七条の二まで及び前条に規定するもののほか、災害又は突発事故被害のため急速に第二条第二項第五号の土地改良事業を行う必要がある場合には、国又は都道府県は、応急工事計画を定めてその事業を行うことができる。

2 (略)

(略)

第九十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合する都道府県営土地改良事業（第二条第二項第二号又は第三号の事業に限る。）については、その分担金を徴収しないものとする。

一 当該都道府県営土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地（その地域内にその都道府県営土地改良事業の施行によ

か、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）第九条第五号に規定する脆弱性評価の結果、地震に対する安全性の向上を図るため急速に農業用排水施設の変更を内容とする第二条第二項第一号の土地改良事業を行う必要があると認める場合には、国又は都道府県は、緊急耐震工事計画を定めてその事業を行うことができる。

2 4 (略)

第八十七条の五 第八十五条から前条までに規定するもののほか、災害又は突発事故被害のため急速に第二条第二項第五号の土地改良事業を行う必要がある場合には、国又は都道府県は、応急工事計画を定めてその事業を行うことができる。

2 (略)

(略)

第九十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業については、その分担金を徴収しないものとする。

り農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあっては、その土地を含む。以下この項並びに次条第一項及び第六項において「事業施行地域内農用地」という。）の全てについて、市町村が農地中間管理事業の推進に関する法律第二十六条第一項の協議の結果を取りまとめ、農林水産省令で定めるところにより同項の区域内にある農用地の利用の集積の促進について定める計画の対象とされていること。

二 事業施行地域内農用地の面積が政令で定める面積以上であることその他その事業施行地域内農用地が政令で定める要件に適合すること。

三 事業施行地域内農用地について第一号の計画に係る区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者が第八十七条第五項の規定による公告があつた日において政令で定める期間以上農業を営むことが見込まれること。

四 事業施行地域内農用地の集団化その他その都道府県営土地改良事業の施行に係る地域内における農業構造の改善に相当程度資すると見込まれること。

五 事業施行地域内農用地の収益性の向上に相当程度資すると見込まれること。

第九十一条の二第二項中「及び第八十八条第一項」を「、第八

第九十一条の二第二項中「第八十八条第一項」を「第八十七条

十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項」に、「行なう土地改良事業」を「行う土地改良事業及び前条第一項ただし書に規定する都道府県営土地改良事業であつて、事業施行地域内農用地のうち農地中間管理機構が農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。第六項第一号において同じ。）を有するものについて行うもの」に改め、同条第六項中「第四項」の下に「第六項」を加え、「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 都道府県又は市町村は、政令で定めるところにより、条例で、次の各号のいずれかに掲げる者が、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収することができる。

一 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構に農地中間管理権を設定し、又は移転した者 次のいずれかに掲げる場合

イ 当該事業施行地域内農用地を前条第一項ただし書に規定する都道府県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合

ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合

の三第一項、第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第六項中「第四項」の下に「第六項」を加え、「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 都道府県又は市町村は、政令で定めるところにより、条例で、次の各号のいずれかに掲げる者が、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収することができる。

一 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構に農地中間管理権を設定し、又は移転した者 次のいずれかに掲げる場合

イ 当該事業施行地域内農用地を第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合

ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合

合

ハ 当該事業施行地域内農用地についての農地中間管理権の設定若しくは移転に係る契約又は農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定若しくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借の解除をした場合

二 (略)

7 (略)

第九十二条中「第百十三条の二第二項」を「第百十三条の三第二項」に、「第百十三条の二第三項」を「第百十三条の三第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(農業振興地域の整備に関する法律の特例)

第九十二条の二 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等(同法第三条に規定する農用地等をいう。)以外の用途に供することを目的として農用地区域(同法第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下この条において同じ。)内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、その変更に係る土地が第九十一条第一項ただし書に規定する都道府県営土地改良事業の施行に係る地域内にあるときは、同法第十三条第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる要件の全て

合

ハ 当該事業施行地域内農用地についての農地中間管理権の設定若しくは移転に係る契約又は農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定若しくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借の解除をした場合

二 (略)

7 (略)

第九十二条中「第百十三条の二第二項」を「第百十三条の三第二項」に、「第百十三条の二第三項」を「第百十三条の三第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(農業振興地域の整備に関する法律の特例)

第九十二条の二 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等(同法第三条に規定する農用地等をいう。)以外の用途に供することを目的として農用地区域(同法第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下この条において同じ。)内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、その変更に係る土地が第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業の施行に係る地域内にあるときは、同法第十三条第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる要件の全てを満たす

を満たすほか、その土地についての第八十七条第五項の規定による公告があつた日から第九十一条第一項第三号の期間が経過している場合に限り、することができる。

(略)

第九十六条の四第一項中「第八十八条、」を「第八十七条の四第一項、第二項及び第四項、第八十七条の五、第八十八条第十五項及び第十六項、」に改め、「あり、」の下に「並びに」を加え、「第九十六条の四第一項において読み替えて準用する」を削り、「その第三条に規定する」を「その」に、「第百十三条の二第二項」を「第百十三条の三第二項」に、「第百十三条の二第三項」と、第八十八条第一項を「第百十三条の三第三項」と、第八十七条の四第一項中「第八十五条から第八十七条の二まで」とあるのは「第九十六条の二及び第九十六条の三」と、同条第二項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、市町村の議会の議決を経て」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第四項中「第七条第三項」とあるのは「第七条第三項、第五項及び第六項」と、第八十七条の五第一項」に、「前条まで」を「第八十七の二まで及び前条」に、「及び第九十六条の三」を「から第九十六条の四まで」に改め、「定め、」と」の下に「、第八十八条第十五項中「第

ほか、その土地についての農地中間管理権の存続期間が満了している場合に限り、することができる。

(略)

第九十六条の四第一項中「第八十八条、」を「第八十七条の四第一項、第二項及び第四項、第八十七条の五、第八十八条第十九項及び第二十項、」に改め、「あり、」の下に「並びに」を加え、「第九十六条の四第一項において読み替えて準用する」を削り、「その第三条に規定する」を「その」に、「第百十三条の二第二項」を「第百十三条の三第二項」に、「第百十三条の二第三項」と、第八十八条第一項を「第百十三条の三第三項」と、第八十七条の四第一項中「第八十五条から前条まで」とあるのは「第九十六条の二及び第九十六条の三」と、同条第二項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、市町村の議会の議決を経て」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第四項中「第七条第三項」とあるのは「第七条第三項、第五項及び第六項」と、第八十七条の五第一項」に、「及び第九十六条の三」を「から第九十六条の四まで」に改め、「定め、」と」の下に「、第八十八条第十九項中「第八条第二項」とあるのは「第七条第五項及び第六項、第

八条第二項」とあるのは「第七条第五項及び第六項、第八条第二項」と、「第八十七条の四第二項及び第三項」とあるのは「第八十七条の四第二項」と、「同条第二項中「その緊急耐震工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「同項中「その緊急耐震工事計画」と、「変更後のその緊急耐震工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」とあるのは「市町村の議会の議決を経て、変更後のその緊急耐震工事計画」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第十六項中「第一項、第七項、第十二項又は前項」とあるのは「前項」と、「第六項、第十項、第十三項又は前項」とあるのは「同項」と、「手続（第六項において準用する第四十八条第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、第六項において準用する第八条第二項に規定する手続）」とあるのは「手続」と」を加え、同条第二項中「第八十八条第一項」を「第八十七条の四第一項の緊急耐震工事計画及び前項において読み替えて準用する第八十七条の五第一項」に改める。

八条第二項」と、「第八十七条の四第二項及び第三項」とあるのは「第八十七条の四第二項」と、「同条第二項中「その緊急耐震工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「同項中「その緊急耐震工事計画」と、「変更後のその緊急耐震工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」とあるのは「市町村の議会の議決を経て、変更後のその緊急耐震工事計画」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第二十項中「第一項、第七項、第十二項、第十六項又は前項」とあるのは「前項」と、「第六項、第十項、第十三項又は前二項」とあるのは「同項」と、「手続（第六項において準用する第四十八条第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、第六項において準用する第八条第二項に規定する手続）」とあるのは「手続」と」を加え、同条第二項中「第八十八条第一項」を「第八十七条の四第一項の緊急耐震工事計画及び前項において読み替えて準用する第八十七条の五第一項」に改める。

第二百二十二条第二項中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の四第四項（第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第八十八条第六項」に、「及び第十三項」を「第十三項及び第十五項（第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

（略）

（独立行政法人水資源機構法の一部改正）

第三条 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

（略）

第十五条中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の四第四項（第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第十八条第六項」に、「及び第十三項」を「第十三条及び第十五項（第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

（削る）

第二百二十二条第二項中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項、第八十七条の四第四項（第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第八十八条第六項」に、「及び第十三項」を「第十三項、第十八項及び第十九項（第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

（略）

（独立行政法人水資源機構法の一部改正）

第三条 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

（略）

第十五条中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項、第八十七条の四第四項（第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第八十八条第六項」に、「及び第十三項」を「第十三項、第十八項及び第十九項（第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

（農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正）

第四条 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項第四号及び第五号を次のように改める。

四 前項第三号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。



イ 農用地等の所有者（当該農用地等について所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。以下この号において同じ。）からの申出に応じて農地中間管理権の取得に関する協議を行うほか、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために特に必要があると認められる場合に農地中間管理機構が農用地等の所有者に対し当該協議を申し入れること。

ロ 農地中間管理権の取得に当たって、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農用地等の所有者に対し、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業が行われることがあることについて説明すること。

五 前項第四号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。

イ 地域の農業の健全な発展を旨として、公平かつ適正に農用地等の貸付けの相手方の選定及びその変更を行うこと。

ロ 第十八条第一項に規定する農用地利用配分計画の決定に当たって、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農用地等の貸付けの相手方に対し、土地改良法第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業が行われることがあることについて説明すること。

## 附則

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに次条、附則第七条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

## (略)

第四条 第二条の規定による改正後の土地改良法（以下「新土地改良法」という。）第九十一条第一項ただし書の規定は、施行日以後にされた新土地改良法の規定による土地改良事業（土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業をいう。）を都道府県が行うべきことの申請に係る都道府県営土地改良事業（同法第八十五条第一項に規定する都道府県営土地改良事業をいう。）について適用する。

## (略)

第六条 削除

## 附則

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに次条及び附則第六条から第八条までの規定は、公布の日から施行する。

## (略)

第四条 第二条の規定による改正後の土地改良法（以下「新土地改良法」という。）第八十七条の三第一項の規定は、施行日以後に取得される農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項に規定する農地中間管理権に係る農用地（土地改良法第二条第一項に規定する農用地をいう。以下この条において同じ。）（新土地改良法第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を含む。）について適用する。

## (略)

（農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）  
置）

第六条 農地中間管理機構は、施行日までに、第四条の規定による改正後の農地中間管理事業の推進に関する法律（以下この条において「新農地中間管理事業法」という。）第八条の規定の例により、

同条第三項第四号ロ及び第五号ロに掲げる事項を内容とする農地中間管理事業の推進に関する法律第八条第一項に規定する農地中間管理事業規程の変更に係る同項の認可を受けなければならない。この場合において、当該認可は、施行日において新農地中間管理事業法第八条の規定によりされたものとみなす。